

母子保健法に規定されている産後ケア事業に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 母子保健法は、産後ケア事業を行うことについて、市町村には義務、都道府県には努力義務を課している。
2. 産後ケア事業の対象者は、出産後4月を経過しない女子と乳児とされており、乳児の父親を対象者とすることはできない。
3. 産後ケア事業は、短期入所事業と通所事業の二つの事業で構成され、対象者の居宅を訪問して産後ケアを行うことは「こんにちは赤ちゃん事業」において行うこととされている。
4. 産後ケア事業のうちの短期入所事業は、病院、診療所、助産所などに入所させて産後ケアを行うものである。
5. 産後ケア事業のうちの通所事業は、乳児院又は婦人相談所のいずれかに通わせて産後ケアを行うものである。